

# 憲法と象徴天皇

成  
嶋  
隆



## はじめに

「昭和天皇」死去後はじめて行なわれた日本世論調査会による「緊急全国世論調査」の結果が、新潟日報一月二二日付に紹介されている。その中で、「天皇がどういう地位にあるか」という設問に対し、七三％が「国の象徴」と回答している。これは、前々回（七〇％）、前回（六九％）に比して微増している。また、今後の天皇制のあり方に関する質問に対し、七八％の人が「今のままでよい」と回答した。この数字は、従来と比べてやや減少とのことである。同紙は、この回答状況について「象徴天皇制は定着」とのコメントを

付している。

この観測は、国民世論の大雑把なつかみ方としては妥当であろう。だが、日本国民が天皇を「象徴」として認識し、「象徴」たる天皇を置く憲法体制を是認するとき、その認識や是認に一定の共通性なり統一性があるかといえ、はなはだ疑わしい。実際、今回の調査結果には、そのことを疑わせるいくつかのデータも示されている。たとえば、今後の天皇制のあり方について、現状維持派の微減に対し、「天皇に少し政治的な力を与える」とする回答が上昇に転じ、一二％となった。この回答は、年代別にみると六〇歳以上（二五％）および二〇歳代（二四％）で高めである。これらの回答者が、天皇の地位に関する第一の設問に対して「象

「象徴」と答えたか「元首」と答えたかは不明である（ちなみに、第一設問において「国の元首」とする回答がちょうど二一・〇％である）。だが、「元首」回答が六〇歳以上で「三人に一人」と高くなっていることからすれば、特に若い世代において、少なからぬ回答者が「象徴」と答えつつ「政治的な力を与える」と回答したことが推定される。天皇を「象徴」と把握する志向と、その天皇に「政治的な力」を与えようとする志向とは、明らかに矛盾する。このように矛盾した回答が出てくるところに、国民世論における天皇制把握の曖昧さが如実に表れているように思う。

国民世論のこの曖昧さにつけこむ形で、天皇制の強化を画策しているのが、右派の知識人・文化人である。たとえば榎原猛は、「憲法に象徴と規定されているのだから、国民は天皇を象徴とみなし、それにふさわしい対応をなさねばならない」（『正論』一九八八年二月号）と述べる。憲法第一条の「象徴」規定から、天皇に対する尊敬・崇拝の「義務」を導こうとするのである。こうした俗論は、以下に検討するように、法理的には決して成り立たないものであるが、先のような世論状況の中では、意外に大きな力を発揮するものである。一月九日の学校の始業式において、多くの校長たちが天皇について「講話」を行なったが、それら

のほとんどが「象徴」天皇に対する敬愛を説くものであった。かつての中央教育審議会答申「期待される人間像」（一九六六年）は、「日本国を愛するものが、日本国の象徴を愛するということは、論理上当然である」と述べていた。この非論理が、「三年後の今、その「象徴」の死去を契機として横行しはじめている。今後数年間にわたって展開されるであろう天皇制をめぐるイデオロギー闘争において、「象徴天皇制」にまつわる右のような非論理を打破し、この制度に対するわれわれ国民の認識を整理することは必須の課題である。小論は、そうした作業の一端をささやかながら担おうとする試みである。

## 一 「象徴天皇制」の誕生

「象徴天皇制」の歴史は、いうまでもなく一九四五年の敗戦に始まる。この年、「帝国」日本はポツダム宣言を受諾し、連合国軍による占領統治の下に置かれた。ポツダム宣言受諾の経緯については、今日の天皇論議にはね返ってくる様々な問題点があるが、ここでは深く立ち入らない。ただ、二、三の重要なポイントだけは指摘しておきたい。

第一は、宣言の解釈をめぐる日本政府の対応の問題

である。一九四五年八月一〇日、日本国政府は、米・英・中国・ソ連の四国政府に対して一つの照会を行なっている。その内容は「ポツダム宣言は、主権的統治者としての天皇の大権を害する（prejudice）要求を含まない」と了解するが、この了解は正しいか」というものである。これは明らかに「国体」＝「天皇統治体制」を敗戦後にも護持したいとの意図に出たものといえる。この照会に対する翌日のいわゆる「バーンズ回答」は、しかし日本政府の「国体護持」の願望を打ち砕くものだった。「降伏の時より、天皇及び日本国政府の国家統治の権限は……、連合軍最高司令官に從属する（subject to）ものとす。……日本国の最終的な統治形態（the ultimate form of government of Japan）は、ポツダム宣言に遵い日本国民の自由に表示する意思により決定せらるべきものとす。」素直に読めば、「国体」は明確に否定されている。しかし、この回答を受けとった日本政府は、これを天皇に上奏する際、一つの細工を行なった。回答文中「從属する」の部分「制限の下に置かれる」と、また「統治形態」を「政府形態」と曲訳したのである。「制限の下に置かれる」というのであれば、天皇が統治権を総攬するということ自体は変更されず、その統治権の発動が制限されるという意味になる。また「政府形態」は、同じく天皇

統治を前提とした上での政府構成の問題となる。つまり、この曲訳により、政府は「国体」護持に最も執着していた天皇を説得しようとしたのである。周知のように、天皇は敗戦の年の二月、近衛文麿の「敗戦は避けられず」との上奏に対し、「もう一度戦果を挙げてからでない」と、中々話は難しいと思う」と答え、あくまでも戦争の継続を主張した。ここに、「一億玉砕」をスローガンとする「本土決戦」の方針が打ち出される。それは「国体」護持のためならば国民も国土も犠牲に供するという捨て鉢の方針提起であった。このような天皇自身の「国体」への執念からすれば、バーンズ回答が言葉通りに伝えられた場合、天皇により一蹴されるであろうことは当然に予想された。そこで先のような細工が必要だったのである。この作戦は奏功（？）し、八月一四日の御前会議において、天皇は次のように樂觀論を述べた。「国体問題についていろいろ疑義があるとのことであるが、私はこの回答文の文意を通じて、先方は相当好意を持っているものと解釈する。」この樂觀論は「終戦の詔書」においても、「国体を護持し得て……」という表現の中に見出される。

第二に、右のことと密接に関連するが、ポツダム宣言の内容の問題である。この宣言は、連合国軍の対戦国日本に対する最後通牒であり、降伏の条件を明示す

るものであるが、その内容のうち、宣言第六項の「日本国国民を欺瞞し之をして世界制服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる権力及勢力は、永久に除去せられざるべからず」との規定と、第二二項の「日本国国民の自由に表示せる意思に従ひ、平和的傾向を有し且責任ある政府が樹立せらるる」という規定が重要である。すなわち、これらの規定は、「万世一系」「神聖不可侵」の天皇が「統治権を総攬」という明治憲法の根本建前を否定し、憲法の改正または新憲法の制定により「国体」を転換することを要請しているからである。とくに、宣言第十六項の常識的な解釈からは、天皇制の廃止ということが当然に導かれる。いかなる形態であれ、この制度を温存することは降伏条件からの逸脱となるのである。このようにポツダム宣言の受諾は、日本国に「天皇制の廃止」「新しい民主的・平和的憲法の制定」という国際法上の義務を課したということが忘れられてはならない。

以上の二点は、「象徴天皇制」の成立事情においてとくに看過してはならない点である。

対日占領は連合国による共同占領ではなく、アメリカによる単独占領となった。このことが、敗戦国日本のあるべき進路を歪めることになる。つまり、これにより占領統治がポツダム宣言の趣旨を逸脱し、アメリカ

カの国益に従属することとなったのである。一九四五年九月二二日付の「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」なる文書は、同国の意図をあらさまに述べている。——「窮極の目的 日本国が再び米国の脅威となり又は世界の平和及安全の脅威とならざることを確實にすること」「……他の諸国の軍隊の占領への参加は歓迎せられ且期待せらるるも占領軍は米国の任命する最高司令官の指揮下に在るものとす……。」（傍点筆者）

この「方針」の下に、憲法改正（実質は新憲法制定）の作業が着手される。この作業は、おおむね三つの段階に分けられる。第一段階は、一九四五年一〇月から翌年一月にかけての時期である。ここでは、内大臣府と政府の双方において改正作業が行われ、最終的に「松本案」と呼ばれる政府案が四六年二月八日にGHQに提出された。ところが同案は、明治憲法の建前を全く変えず、一部字句修正を施しただけの旧態依然たるものであったため、「最も保守的な民間草案よりも更に劣る」との評価とともにGHQより突き返された。ポツダム宣言からはもちろん、アメリカの「国益」からみても、あまりにも保守的であったのである。

日本政府のやり方に不満を持ったGHQは、自ら憲法制定作業に着手する。これが制憲第二段階で、四六

年二月から三月にかけてのことである。このGHQの制憲作業を指導した原則が「マッカーサー三原則」である。その第一原則に、初めて「象徴天皇制」の原型が示されることになる。——「天皇は国家の首部にある（Emperor is at the head of the state）。皇位の継承は世襲である。天皇の義務および権能は、憲法に基づいて行使され、憲法の定めるところにより、人民の基本的意思に対し責任を負う。」

これが「象徴制」を示しているというのは、前置詞atの挿入のことを指している。この前置詞がない場合には、「天皇は国家元首である」という意味になる。atの挿入により、マッカーサーは「元首天皇制」ではなく「象徴天皇制」を提示したのである。

現行憲法の直接の基礎となったのは、二月三日にGHQより日本政府に示されたいわゆる「マッカーサー草案」である。同草案の天皇に関する規定は、現行憲法のそれとほとんど同じである。たとえばマ草案第一条の規定は次のごとくである。——「天皇は日本国及び日本国民統合の象徴であり、その地位は国民の主権の意思に基づき、他の淵源には基づかない。（The Emperor shall be the symbol of the State and of the Unity of the People, deriving his position from the sovereign will of the People, and from no other

source.）」このほか、皇位の世襲、天皇の行為の「国事行為」（matters of state）への限定とそれに対する内閣の「助言と同意」（advice and consent）、統治権（Governmental powers）の否認などが規定されている。いずれも、文言に多少の異同はあるが、現行憲法に定められているものである。

一見して「国体変更」とわかるマ草案に対し、保守的な日本政府は強い拒否反応を示した。しかしGHQは譲らず、同草案を受け入れなければ「天皇制の将来は保証しがたい」と脅迫した。日本側はやむなく草案を容れるが、この時の悔しさを当時の終戦連絡事務局長であった白洲次郎は、「今に見ている」と云ふ気持抑へ切れず。ひそかに涙す」と手記にとどめている。ともあれ、制憲作業は第三段階を迎え、マ草案をベースとした政府の憲法改正案が起草され、総選挙、議会審議を経て、現憲法が成立していくことになる。

マッカーサーが「象徴天皇制」を提起した理由は、今日では周知のことだが、いうまでもなく天皇に占領政策上のあるいは広くアメリカの極東戦略上の「利用価値」を見出したからにはかならない。「利用」するためには、当時、極東軍事裁判の開廷に向けて、戦争犯罪の追及が天皇の身辺に及んできていたが、この追及をせひともかわす必要があった。このためマッカー

サーは、アイゼンハワー米陸軍参謀総長宛に「天皇を裁判にかけたら日本国民の抵抗が予想され、これを抑えるためには百万の軍隊と数十万の行政官と戦時補給体制の確立が必要である」と打電し（一九四六年一月二五日）、天皇を擁護することに努めたのである。

先にみたように、松本案一蹴の後、一週間足らずのうちにマ草案が提示されるが、GHQはなぜこのように急いだのか。その性急さの理由を、杉原泰雄は次のように分析している。一つは、占領政策の最高意思決定機関である「極東委員会」の開催が間近に迫っていたことである。同委員会には、天皇制の廃止や天皇の戦争犯罪人としての処罰を主張するソ連、フィリピン、ニュージーランド、オーストラリアなどが参加する予定であった。委員会が開催されれば、天皇制を温存しようとするアメリカの意図が阻害されることになる。

そこでアメリカは、委員会が活動を開始する前に「既成事実」として「象徴天皇制」を盛り込んだ憲法草案を作りあげたのである。第二の要因は、日本国民が敗戦直後の虚脱状態から脱して、徐々に憲法問題への関心を高めつつあったことである。国民が憲法問題に到達すれば、ポツダム宣言の趣旨からして、その「自由に表明する意志に従って」将来の憲法が選択されることになる。もちろん、その際、天皇制の廃止、社会主

義体制の樹立といった選択も十分可能なのである。アメリカにとって、事態がこのように進展することは絶対に避けねばならないことであった。そこでアメリカは、極東委員会に対してのみならず、日本国民に対しても「先制攻撃」としてマ草案をぶつけてきたのである。注意すべきことは、マ草案⇨象徴天皇制の提示が、実は日本政府にとっても結果的には救いとなったということである。日本政府としても、天皇制の完全な廃止や社会主義体制への移行などを避けることは至上命令であり、たとい「象徴制」であってもそれは甘受すべきものだった。こうして、日米両政府の利害が奇しくも一致したところに「象徴天皇制」が誕生したのである。（参照、杉原泰雄「戦後憲法政治と日本国憲法の制定」『80年代憲法政治への序章・下』）

## 二 「象徴」規定の解釈

日本国憲法第一条は次のように定める。

「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」

通常この規定は、二つの事柄を定めていると説かれる。一つは「天皇の地位⇨象徴」ということ、もう一

つは「**國民主權**」の原則である。後者については、憲法前文第一段に「……ここに主權が國民に存することを宣言し……」との規定があり、兩者あいまってこの憲法の三大原則の一つを宣言していることになる。

この第一条の規定から、先にみたような「象徴天皇」に対する敬愛の義務が導かれるだろうか。以下、本条の解釈に際して留意すべき点を順次述べる。

第一に、憲法第一条の規定自体の不自然さを指摘したい。もともと「象徴」などという法的にきわめて曖昧な概念を持ち込んだことが不自然かつ不合理である。

「象徴」とは、「平和」とか「統一」といった抽象的・觀念的な何ごとかを表現しあるいは連想させる具体的な「物」またはそのような「関係」を意味する。したがって、それ自体は一つの「事実」ないし「事実関係」である。かたや、憲法をはじめとする法の規定というのは、「……すべし」というふうな人間の行動について命令し要請する規範命題である。両者は次元の異なる事柄であるから、法という規範命題の中に「象徴」という事実関係を持ち込むことに無理があるのである。

憲法第一条の不自然さは、さらに、天皇という生身の人間を「象徴」としたこと、つまり「人間象徴」の制度を定めた点にもある。通常の象徴関係において、象徴とされるのは「もの」ないし「動物」である。人間

そのものが象徴とされることはない。なぜか。生身の人間は具体的な意志を持ち、発言し、行動するからである（実際「昭和天皇」は、実に雄弁に戦争責任の追及をかわしていた）。そのような「人間象徴」に対し、「象徴される側」の國民はさまざまなイメージを抱かざるをえない。そこには、一般の象徴関係にみられる統一したイメージの表現という実体がない。だから「天皇が日本国および日本國民を象徴する」というのは大いなるフィクションなのである。憲法第一条のこの虚構性をまず確認する必要がある。

第二に、かりに前述の虚構性に目をつむり、「天皇が日本国および日本國民を象徴する」ということを承認するとしても、そこにはいくつかの留保がなければならぬ。一つは、象徴関係においては「象徴されるもの」が「本体」ないし「実体」であり、「象徴するもの」はその本体を表現する「道具」である、という点である。このことに関する限り、先に引用した「期待される人間像」が、「もともと象徴とは象徴されるものが実体としてあってはじめて象徴としての意味をもつ」と述べているのは全く正しい。しかし、これに続けて、前引のように「**國を愛するものが象徴を愛するのは論理上当然**」と断言するのは論理の飛躍である。横田耕一はこの点を批判して次のように言つ。「平和

を愛するものがその象徴たる鳩を愛するのが論理上当然とは必ずしも言えないことを考えれば、この断言のおかしさは明らかである。たしかに人には実体に代えてその象徴を崇拜する傾向がないわけではない。けれども実体よりもその象徴を崇拜することになれば、それは物神崇拜である。大事なのは実体である日本国・日本国民の統合であつて、その象徴たる天皇ではないことを絶えず想起しておかねばならない。」(横田耕一「象徴天皇制の憲法論」法学セミナー増刊「天皇制の現在」)  
次に留保しておかねばならないのは、「天皇」象徴」ということを容認するとしても、そこから、たとえば「天皇は日本国民を統合する役割を担っている」といった積極的な意味が引き出されるわけではないということである。右派憲法学者(今井直重・田上稔治など)によるこのような議論は、天皇が「国民統合」という積極的かつ政治的な機能を果たすことを期待したものであり、天皇に実質的な国政に関する権能を認め、さらには「元首」としての性格を認めようとする意図に出たものである。この点について憲法学の主流は、「天皇はすでに存在している国民統合の実態をただ消極的・受身的に反映するにすぎず、すでにある統合体にはなんの影響も与えない」(横田・前掲)という解釈をとっており、天皇に国民統合の機能を認めていない。

憲法第一条の解釈にあたって第三に留意すべき点は、同条後段の「この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」という部分に着目する必要があるということである。この規定は、考えてみれば実に「革命的」な規定である。明治憲法下の天皇は、神勅に基づく「神聖不可侵」(旧憲法第三条)の存在であり、天皇について論議することさえ「不敬」の烙印を押された。しかし、国民主権憲法下の天皇は、主権者の総意により左右される存在となつたのである。ここには一八〇度の転換がある。このことに着目した色川大吉は、昨年一〇月二七日付の朝日新聞「論壇」において次のように主張した。「『主権者たる国民の総意』が得られない時は、たとえ『世襲』の規定があつても天皇の地位に就けないと解釈できる。……つまり、践祚の前に、まず主権者たる国民の意思の代表機関である国会の総会を緊急に開いて、新帝践祚の信任を提議することが最優先である。そして信任の議決を経てはじめて新帝を迎える儀礼を行う。……『劍璽渡御の儀』などで天皇の権威が確立するのではない。主権者たる国民の厚い信任を得て天皇の権威が確立するのである。」この主張に対し、望月和彦が同じ欄で反論している。望月は、国会における「信任」手続が「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」と規定する皇室典範



に抵触する、と色川を批判する。この「信任」手続の問題については、望月が憲法の下位法である皇室典範を根拠に憲法を解釈するという逆倒した論理を用いている点で、色川の方に分がある。憲法の素直な解釈からすれば、こうした手続を経ることは、実際上の困難はあるにせよ、理論的には国民主権原理に忠実である。(現実の動きは、周知のごとく、この色川の提言が一顧だにされなかったが。)

いずれにせよ、天皇の地位が国民の意思に基づくという第一条後段の意味は大きい。なおつけ加えるならば、このことから、天皇や天皇制に関する自由な論議が主権者国民に保障されねばならない、またそのために、現在は厚いヴェールに覆われている皇室の内情が国民に公開されるべきである、といった要請も導かれるのである。

憲法第一条の解釈をめぐる第四の観点は、同条を憲法の他の条項とりわけ第一章(「天皇」)に置かれている諸規定と関連させて解釈するということである。中でも、天皇の国政への関与を限定する第四条第一項が重要である。同項は「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」と定め、天皇のなしうる行為を国事行為に限定した。国事行為は、第六・七条に具体的に規定されて

いるが、いずれも内容としては形式的・儀礼的な行為であり、かつ内閣の助言と承認を要するとされている。

国事行為への限定、国政権能の否認に関連して問題となる事柄がある。それは、天皇の実際の行動が国事行為の枠を逸脱しているということである。つまり、天皇の実際の行為の中には、国事行為としては説明のつかない多くの行為が含まれているのである。それらを列挙すると、①外国元首との親書・親電の交換②外国公式訪問③外国の国家儀式への参列④国会開会式への出席と「おことば」の朗読⑤国民体育大会・全国植樹祭・オリンピック大会・全国戦没者追悼式など各種大会・祭への出席と「おことば」の朗読⑥戦前の観桜会・観菊会の復活である園遊会の開催、正月の一般参賀⑦国内巡幸⑧拝謁⑨内奏、などである。いずれも憲法所定の国事行為にはないものであり、また天皇の純然たる私的行為ともいえない。重大なのは、これらの行為を通して天皇の「権威」強化が図られ、国政に対して政治的な影響が及ぼされているということである。

この問題について、憲法学界の対応は二通りに分かれる。一つは、天皇の行為には三つの種類があるとする「三行為」説である。この説は、天皇の行為として「国事行為」「私的行為」の他、第三の類型があるとする。第三の類型の名づけ方により、さらに「象徴行

為」説と「公人行爲」説とに分かれるが、ここでは「通説」とされる「象徴行爲」説を紹介する。この説を代表するのは清宮四郎である。——「象徴としての地位は、憲法によって天皇の存在そのものに一般的、恒常的に認められた公的地位である。象徴の機能は、その静態において認められるのが普通であるが、人間象徴という、むしろ異例に属する天皇においては、その動態における行爲も問題になりうる。人間象徴が認められる以上、それが象徴として、何らかの行爲をなすことは当然考えられるところであり、これが象徴として

の公的行爲なのである。」（「象徴」行爲には、性質上おのずから憲法上の制限がある。公的行爲ではあつても、憲法四条の趣旨からみて、「国政に関する」行爲であつてはならないし、また「国事に関する」行爲とも異なる。公的性質の行爲であるから、天皇が単独に行ないうる行爲ではなく、内閣の直接または間接の輔佐と責任において行なわれるべき行爲である。」（清宮「憲法一」）

この「象徴行爲」説は、「現実的・常識的」な解釈ということだけで通説の座を占めているが、問題点が

### 〔表紙のことば〕

若い表情

邦須高明

表情の豊かさは人間の特権なのだろう。なかでも青年期の表情はその振幅が大きくてびっくりする。授業に集中できない、興味が出てこない時とその逆の時、心をとぎしている時と友人とエキサイトしている時、こわいと思えるくらいの違いを見せつけられる。彼らのこの表情をじっと見詰め、的確に受けとめるのが、教員の仕事の第一歩かも知れないと思

う。だがその第一歩が難しい。教育実践のみちすじを見失っていたり、怠惰な主観主義、経験主義に安住したりすると、彼らの表情を受けとめるだけの勇気も知恵も鈍化し、おのずと管理主義の膚になる。最近私の心をひくのは、中学生・高校生の朝の登校時の表情である。特に一人で歩いている時のそれは、それぞれに強く心がひかれる。それぞれに精いっぱい思いをじっと胸にたたんで歩く表情には、もう、すでに、自らの人生を自ら歩きはじめた者の厳肅ささえ感じられて、一人ひとりにひそかに声援を贈っている自分に気づく。

（なす たかあき 長岡大手高校）

ないわけではない。その問題点を、横田は次のように指摘する。「現実におけるこの説の機能は、天皇が行なっている既成事実をすべてあっさりと容認し、無数の国事行為以外の公的行為の出現に道を開くものであった。もともと現実の天皇の権威強化が主として内閣によって試みられている状況の下では、これら行為を内閣の統制下に置いて、なんの歯止めにもならぬことは明らかである。」(横田・前掲)

この横田の指摘のとおり、「象徴行為」説は、憲法による天皇の行動に対する制限を解除し、天皇の権威強化を解釈論的に追認するものである。

「象徴行為」説などの「三行為」説に対し、天皇の行為を「私的行為」「国事行為」に限定し、それ以外の行為類型を認めない「二行為」説がある。これは、先に列挙した事実上の天皇の行為を認めず、それらの行為を「違憲」とする立場である。たびたび引用している横田耕一がこの説を主張するが、横田は、これについて次のように述べる。「この違憲説に対しては、しばしば『それは非常識である』との非難があびせかけられている。しかし、非難する者は、その『常識』なるものが旧天皇制の下での常識であるにすぎないのではないか再考すべきである。また天皇が『社交君主』であることを前提として違憲説を批判する者も、『社

交君主』なる概念がどのようにして憲法規範から帰納できるか、自分が勝手につくりあげた虚像ではないか、再検討することが必要であろう。」(横田・前掲)

ところで、新天皇「明仁」は、皇太子時代に、右の「象徴行為」説を次のように唱えていた。「日本国憲法は、天皇は国と国民の統合の象徴であると明文化しています。だから、憲法で与えられた国事行為以外にも、天皇は国家の象徴として演じる役割があるので、この新天皇の「学説」は、彼の皇太子時代にすでに国会開会式の「おことば」というかたちで「実践」されている。一月九日に行なわれた「即位後朝見の儀」で、新天皇は「日本国憲法を守る」と述べた。憲法第九十九条には、天皇以下公務員の「憲法尊重擁護の義務」が定められているから、実は当然の言明なのだが、これをして一部に「護憲天皇」と高く評価する向きがある。しかし、本当に「護憲」の立場に立つならば、国民主権原理に背反する「即位後朝見の儀」そのものを行なうべきではなかったといえよう。

このほか、論すべき点は多々あるが、もはや紙幅も尽きた。天皇制をめぐる合理的で冷静な議論がなされることを期待して筆を置く。

(なるしま たかし) 新潟大学法学部